

令和7年 第8回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和7年5月20日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開(予定)
議案第15号	令和8年度使用教科用図書の採択の基本方針等について	1	○
議案第16号	宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について	2	×
議案第17号	宇都宮市教育支援委員会委員の委嘱について	3	×
議案第18号	宇都宮市教育支援委員会への諮問について	4	○

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開(予定)
報告第29号	教育行政相談の内容と対応について	5	×
報告第30号	中学校武道場への空調設備の新規整備に係るリース契約締結について	6	○
報告第31号	学校等事件・事故について	7	×
報告第32号	令和8年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について	8	○
報告第33号	宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について	9	×

議案第 15 号

令和8年度使用教科用図書の採択の基本方針等について

令和8年度使用教科用図書の採択の基本方針、調査研究の観点（小観点）について、次のように決定する。

令和7年5月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

- 1 令和8年度使用教科用図書の採択の基本方針について（案） ・・・ 別紙1

2 令和8年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点（小観点）について（案）
・・・ 別紙2

〈参考〉

- ・令和7年度 教科用図書採択事務について・・・・・・・・・・・・参考1

(提案の理由)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、令和8年度に使用する宇都宮市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の基本方針、調査研究の観点（小観点）について決定するものです。

参照 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条

学校教育法第34条第1項及び学校教育法附則第9条

令和8年度使用教科用図書の採択の基本方針について（案）

採択の基本方針

1 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、学習指導要領に示された教育方針や各教科の目標及び内容を基本とするとともに、国の教科用図書採択に係る考え方や県の教科用図書選定審議会の答申に基づく県教育委員会の調査研究資料を参考に、次の事項を観点として全ての教科用図書について調査研究を行い、本採択地区の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

〈調査研究の観点（大観点）〉

（1） 内容について

- ・ 教科用図書において取り扱う内容は、学習指導要領に示す目標及び内容について配慮されているか。

（2） 程度・選択・取扱いについて

- ・ 程度は、その学年における児童生徒の心身の発達の段階に適応しているか。
- ・ 話題や題材の選択及び取扱いは、学習指導を進める上で適切であるか。

（3） 構成・配列等について

- ・ 構成・配列等は、学習指導を有効に進める上で適切に配慮されているか。

（4） 上記以外の特徴点について

- ・ 内容、表記・表現等の特徴点は何か。

令和7年度は、令和8年度に小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について調査研究を行う。また、本採択地区の特色に即した小観点を教科・種目ごとに設定する。

2 採択の公正確保

教科用図書採択の公正確保について十分配慮し、いやしくも疑念をもたれることのないよう厳正な採択に当たる。

また、教科用図書採択地区協議会の委員及び調査員の選任に公正を期す。

令和8年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点（小観点）について（案）

種目（小学校特別支援学級）

県の観点	河内採択地区教科用図書採択協議会の観点（案）
<p>【大観点1 内容について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 学習指導要領に示す目標内容に適合しているか。</p> <p>(2) 児童の生活に役立つか。</p> <p>(3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p>	<p>【大観点1 内容について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 学習指導要領に示す目標<u>及び</u>内容に照らし合わせて適切か。</p> <p>(2) 児童の生活に役立つか。</p> <p>(3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p>
<p>【大観点2 程度・選択・取扱について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 発達の段階等に適応しているか。</p> <p>(2) 児童の個人差や能力差、興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p>	<p>【大観点2 程度・選択・取扱について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 発達の段階等に適応しているか。</p> <p>(2) 児童の個人差や能力差、興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p>
<p>【大観点3 組織・配列等について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 全体としての構成、配列は、適切か。</p> <p>(2) 内容の分量、区分は適切か。</p> <p>(3) 系統性、発展性が考慮されているか。</p> <p>(4) 他教科、他領域との関連が配慮されているか。</p>	<p>【大観点3 構成・配列等について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 全体としての構成、配列は、適切か。</p> <p>(2) 内容の分量、区分は適切か。</p> <p>(3) 系統性、発展性が考慮されているか。</p> <p>(4) 他教科、他領域との関連が配慮されているか。</p>
<p>【大観点4 特徴点について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 文章表現は平易で明瞭であるか。</p> <p>(2) 文字の大きさや色彩、挿し絵や写真等は適切か。</p> <p>(3) 装丁や製本、紙質は適切か。</p> <p>(4) その他</p>	<p>【大観点4 上記以外の特徴点について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 文章表現は平易で明瞭であるか。</p> <p>(2) 文字の大きさや色彩、挿し絵や写真等は適切か。</p> <p>(3) 装丁や製本、紙質は適切か。</p> <p>(4) その他</p>

種目(中学校特別支援学級)

県の観点	河内探査地区教科用図書探査協議会の観点(案)
<p>【大観点1 内容について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 学習指導要領に示す目標内容に適合しているか。 (2) 生徒の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p>	<p>【大観点1 内容について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 学習指導要領に示す目標及び内容に照らし合わせて適切か。 (2) 生徒の生活に役立つか。 (3) 地域の実態や学校の実情に応じる幅があるか。</p>
<p>【大観点2 程度・選択・取扱について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 生徒の個人差や能力差、興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p>	<p>【大観点2 程度・選択・取扱について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 発達の段階等に適応しているか。 (2) 生徒の個人差や能力差、興味・関心に応じた指導への配慮があるか。</p>
<p>【大観点3 組織・配列等について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 全体としての構成、配列は、適切か。 (2) 内容の分量、区分は適切か。 (3) 系統性、発展性が考慮されているか。 (4) 他教科、他領域との関連が配慮されているか。</p>	<p>【大観点3 構成・配列等について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 全体としての構成、配列は、適切か。 (2) 内容の分量、区分は適切か。 (3) 系統性、発展性が考慮されているか。 (4) 他教科、他領域との関連が配慮されているか。</p>
<p>【大観点4 特徴点について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩、挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本、紙質は適切か。 (4) その他</p>	<p>【大観点4 上記以外の特徴点について】</p> <p>小観点</p> <p>(1) 文章表現は平易で明瞭であるか。 (2) 文字の大きさや色彩、挿し絵や写真等は適切か。 (3) 装丁や製本、紙質は適切か。 (4) その他</p>

令和7年度 教科用図書採択事務について (令和8年度使用教科用図書採択)

1 採択の権限

- 市町村立の義務教育諸学校については、各市町村の教育委員会が採択を行う。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項)

2 令和8年度使用教科用図書採択対象について

- 小学校用教科書においては、令和6年度と同一の教科書を採択しなければならない。
- 中学校用教科書においては、令和7年度と同一の教科書を採択しなければならない。
- 特別支援学級（小・中学校）においては、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（附則9条図書）の採択を行う。

（参考）

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」

（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

「学校教育法附則」

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

3 採択地区

- 宇都宮市、上三川町で共同採択地区協議会を構成する。
- 共同採択地区（河内採択地区）内では、採択地区協議会の結果に基づき、同一の教科用図書を採択する。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」

第13条第4項 第1項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書について協議を行うための協議会（次項及び第17条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

第5項 前項の場合において、当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

4 採択事務の流れ

主な流れ	小・中学校特別支援学級
<p>4月21日（月） 教育委員会（連絡事項）</p> <p>↓</p> <p>事務局、助言者及び書記の委嘱</p> <p>↓</p> <p>5月20日（火） 教育委員会（審議）</p> <p>↓</p> <p>協議会委員の委嘱</p> <p>↓</p> <p>調査員の委嘱</p> <p>↓</p> <p>教科書閲覧</p> <p>↓</p> <p>河内採択地区教科用図書採択協議会調査員会</p> <p>↓</p> <p>協議会委員に資料送付</p> <p>↓</p> <p>7月10日（木） 河内採択地区 教科用図書採択協議会 (公開)</p> <p>↓</p> <p>教育委員会委員に資料送付</p> <p>↓</p> <p>7月25日（金） 教育委員会（公開）</p> <p>↓</p> <p>資料、議事録等の情報の公表</p>	<p>①【採択事務の手順、採択地区協議会委員構成についての説明】 ②【教育委員会委員から協議会委員候補者（1名）の選出】</p> <p>・【採択の基本方針、採択地区協議会委員、調査員会の設置、調査の観点等についての説明・審議・承認】</p> <p>・小・中学校特別支援の教科用図書について調査研究を実施し、調査研究資料を作成</p> <p>①【会議の公開、採択手順・規約・調査の観点の確認】 協議会委員 宇都宮市教育長、上三川町教育長 教育委員：宇都宮市（1名）、上三川町（1名） 保護者代表：宇都宮市（1名）、上三川町（1名） 校長会代表：宇都宮市（小または中1名）、上三川町（小または中1名） ②【説明員（調査員代表）が調査研究結果を説明し、協議会委員が教科書を閲覧後、選定】</p> <p>【河内採択地区教科用図書採択協議会の選定をもとに宇都宮市、上三川町が同一の教科用図書を採択】</p>

議案第 18 号

宇都宮市教育支援委員会への諮問について
宇都宮市教育支援委員会へ、次のように諮問する。
令和 7 年 5 月 20 日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

宇都宮市教育支援委員会委員長 様

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

障がいのある幼児・児童・生徒の適正な就学について（諮問）

障がいのある幼児・児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、より専門的な視点からそれぞれの幼児・児童・生徒にとって教育上必要な支援の内容、その他適正な就学先について調査審議していただきたく諮問いたします。

記

1 対象者

令和 8 年度小学校入学予定者及び小中学校在籍児童生徒のうち、教育支援委員会での適正な就学先に関する検討を必要とする者

2 開催回数

令和 7 年 8 月から 12 月までの期間に 8 回開催する。

（提案の理由）

障がいのある幼児・児童・生徒の教育上必要な支援の内容、その他適正な就学について諮問するものです。

根拠 宇都宮市附属機関に関する条例第 2 条

報告第30号

中学校武道場への空調設備の新規整備に係るリース契約締結について
中学校武道場への空調設備の新規整備に係るリース契約締結について、次のように報告する。

令和7年5月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

中学校武道場への空調設備の新規整備に係るリース契約締結について

◎ 趣 旨

中学校武道場への空調設備の新規整備に係るリース契約締結について、事業概要等を報告するもの

1 経 緯

- ・ 児童生徒や教職員等の健康を守り、安心・安全な環境を確保するため、中学校武道場に空調設備を新規整備することを決定した。
- ・ 事業手法について、事業費や財政負担の平準化、事業スケジュール等の観点から、校舎空調設備の更新・整備と同様、リース方式を採用した。
- ・ ひと夏でも早く空調設備を設置するため、校舎空調設備の更新・整備と同一事業者と契約することにより、可能な限り、工期の短縮を図ることとした。

2 事業概要

(1) 主な内容

- ・ 市立中学校全25校の武道場へ空調設備を新規整備
- ・ 定期保守点検や故障対応などの維持管理業務等

(2) 予算額（債務負担行為設定額）

1,580,000,000円

(3) 契約事業者

NTT・TCリース株式会社（校舎空調設備の更新等に係る受託事業者）

(4) 契約額

1,579,921,200円（令和7年4月30日契約）

(5) 賃貸借期間

令和9年2月1日から令和22年1月31日まで（13年間メンテナンス付リース）

3 今後のスケジュール

令和7年 5月 調査・設計

令和8年 6月 全校施工完了予定（武道場のみ）

令和9年 2月 賃貸借支払い開始（至 令和22年1月）

報告第32号

令和8年「宇都宮二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について

令和8年「宇都宮二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について、次のように報告する。

令和7年5月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和8年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について

1 目的

宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいは、二十歳という年齢の節目を、全市をあげて祝い励まし、成人としての意識を醸成する機会にするとともに、宇都宮への愛着を深め、地域社会の一員としての自覚や地域に育てられたことへの感謝の気持ちを持てるようになるなど、地域の人から学び、地域へ繋がることができるような教育的意義のある事業となるよう取り組んでいく。

2 主催・実施機関

主 催 宇都宮市・宇都宮市教育委員会

実施機関 宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい各中学校区会場実施委員会

3 概要

開催日	令和8年1月11日（日）	
開催時間	午前開催 式 典	午前10時～10時20分
	地域交流事業	午前10時20分～
実施内容	午後開催 式 典	午後2時～2時20分
	地域交流事業	午後2時20分～
会 場	式 典 …	二十歳の節目を全市をあげて祝い励ます内容
	地域交流事業 …	地域の特性を活かした事業
会 場	25中学校区ごとの会場	8施設 会場のとおり
該当者※	平成17年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた、本市住民基本台帳に登載されている者	
	※ 本市出身者で市外に転出した等、本市での出席を希望するものも対象とする。	

4 会場の選出について

- ・基本的に中学校区域に近い会場を設定し、その他、会場の定員数や施設との関係を考慮し、会場を設定した。
- ・昨年、横川中学校区、及び瑞穂野中学校区にて使用していた「Cotoneau」については業態変更に伴い使用不可となったため、同じインターパーク内施設の「ヒルズスイーツ宇都宮ブリーズテラス」に会場を変更した。

5 今後のスケジュール

5月下旬	ホームページで会場を公表
6月	広報うつのみやにて会場を公表
11月中旬	市内に住民票がある成人（新二十歳）に対し案内状を発送
1月	二十歳を祝う成人のつどい式典の実施

令和8年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい 会場

開催日		令和8年1月11日（日）	
開催時間	午前開催	午後開催	
	受付	午前9時30分～10時	午後1時30分～2時
	式典等	午前10時～	午後2時～

中学校区など	担当センター	卒業生数	推定出席者数	会場	
				午前開催	午後開催
一条中学校区	中央	166	134		ライトキューブ (1階 大ホール西)
陽北中学校区 栃木県立のざわ特別支援学校 栃木県立わかくさ特別支援学校	中央	195	163		ホテル東日本宇都宮 (3階 大和 東・南)
旭中学校区	中央	147	108	ライトキューブ (1階 大ホール西)	
陽南中学校区	南	257	203	ベルヴィ宇都宮 (4階 ヴァーグデリス)	
陽西中学校区 作新学院中等部 宇都宮短期大学附属中学校 文星芸術大学附属中学校 栃木県立盲学校 栃木県立聾学校 宇都宮大学共同教育学部附属特別支援学校	西	479	382		ライトキューブ (1階 大ホール東)
星が丘中学校区	北	231	187	東武ホテルグランデ (6階 龍田)	
陽東中学校区 宇都宮東高等学校附属中学校	東	394	322	ライトキューブ (3階 中ホール)	
泉が丘中学校区	東	218	170		ライトキューブ (3階 中ホール)
宮の原中学校区	西	237	192	ライトキューブ (1階 大ホール東)	
清原中学校区 宇都宮海星女子学院中学校	清原	233	184		ライトキューブ (2階 大会議室201)
横川中学校区	横川	201	157		ヒルズスイーツ宇都宮 ブリーズテラス (セイシェル)
瑞穂野中学校区	瑞穂野	105	87	ヒルズスイーツ宇都宮 ブリーズテラス (セイシェル)	
豊郷中学校区	豊郷	190	160	ホテル東日本宇都宮 (3階 大和 東・南)	
国本中学校区	国本	140	110		ホテル東日本宇都宮 (3階 大和 西)
城山中学校区	城山	94	71		コンセーレ (1階 大ホール)
晃陽中学校区 栃木県立富屋特別支援学校	篠井・富屋	56	61	コンセーレ (1階 大ホール)	
姿川中学校区	姿川	244	203	ホテルニューカヤ (本館3階 天平の間)	
雀宮中学校区	雀宮	190	152	ホテルニューカヤ (南館4階 桜の間)	
鬼怒中学校区	平石	163	132	ライトキューブ (2階 大会議室201)	
宝木中学校区 宇都宮大学共同教育学部附属中学校	北	297	231		東武ホテルグランデ (6階 龍田)
若松原中学校区	南	219	171		ベルヴィ宇都宮 (4階 ヴァーグデリス)
上河内中学校区	上河内	75	58	ホテルマイステイズ宇都宮 (グランドボールルーム)	
古里中学校区	河内	124	109	ホテル東日本宇都宮 (3階 大和 西)	
田原中学校区	河内	96	76		ホテル東日本宇都宮 (3階 日光)
河内中学校区 栃木県立岡本特別支援学校	河内	122	101	ホテル東日本宇都宮 (3階 日光)	
合計		4,873	3,924	14会場	11会場